

令和8年第2回(6月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

6月12日(採決)

令和8年 第2回 定例会 会議録

日時 令和8年6月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	田 村 明 広
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	有 隅 哲 哉
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
税 務 課 長	山 口 恵 美	ま ち づ く り 課 長	姫 野 季 代 子
住 民 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	平 山 智 久
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	健 康 課 長	堀 雅 仁
都 市 整 備 課 長	松 尾 篤 史	産 業 観 光 課 長	水 江 靖 浩
学 校 教 育 課 長	吉 村 秀 昭	上 下 水 道 課 長	花 田 篤
社 会 教 育 課 長	横 内 綾 子	こ だ も 育 成 課 長	葉 山 芳 樹

出席した議会事務局職員

局 長	藤 幸 三	参 事	伴 秀 代
係 長	齊 藤 裕 子	主 査	黒 瀬 友 宏

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、議案第25号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」
〔篠栗町組織リデザイン室設置条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第25号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」〔篠栗町組織リデザイン室設置条例の制定について〕、本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町組織リデザイン室設置条例を専決処分したため、同条第3項の規定により、議会の承認を求められたものです。本条例は、町長直轄の組織リデザイン室を設置し、組織再編や業務の見直し、自治体DXの推進などを進めるためのものです。

委員会では、条例の内容に加え、町長直轄組織とした理由、また本来議会の議決を経るべき条例制定を、専決処分としたことの妥当性について重点的に審査を行いました。執行部からは、令和8年度中の組織改編に向けて、令和8年4月1日からリデザイン室を発足させる必要があったこと、また「町長直轄の組織を設置するためには条例制定が必要であることを認識したが、3月下旬の手続の中であったため、専決処分に至った」との説明がありました。

これに対し、「専決処分は例外的な制度であり、議会を招集することができなかったと言えるのか」また「議会の議決を経る機会を確保できなかったのか」などについて質疑が行われました。

なお、6月8日の委員会では、条例の必要性及び専決処分の手続に関する議論が中心となり、委員から、「本件は条例制定の承認ではなく、リデザイン室設置の報告とすべきではないか」などの意見も出されたことから、審査を一旦中断し、改めて6月11日に委員会を開催し、審査を行いました。

6月11日の委員会では、専決処分の要件である議会を招集する時間的余裕がなか

ったのか、という点についても質疑が行われました。

これに対し、執行部からは、令和９年度からの新たな組織体制の開始を見据え、令和８年４月１日から町長直轄の組織リデザイン室を発足させるため、準備を進めていたところ、３月２８日に決裁手続を行う過程で、地方自治法第１５８条第１項の規定により、既存の課に属さない町長直轄の室を設置するためには条例制定が必要であることを認識したこと、また、本条例が内部組織の設置に関するものであり１年間の期限付であったことから、専決処分を行ったとの説明がありました。

また、町長からは今回の条例制定に係る手続について、議会への説明や情報共有が十分ではなかったとの認識が示され、今後は組織改編の検討状況について、議会へ適切に報告しながら進めていく旨の説明がありました。

討論では、反対討論がありましたので報告いたします。

「条例の内容については異論はないが、本来議会の議決を経るべき事項であり、今回の専決処分については認めることができない」との反対討論がありました。

審査の上、採決の結果、賛成２人、反対２人で、可否同数となったため、篠栗町議会委員会条例第１３条第１項の規定により、委員長が採決を行い、本議案は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

はい、横山議員、反対討論からですか。

はい、反対討論どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、議席番号６番、横山でございます。

議案第２５号「専決処分の承認を求めることについて」反対いたします。

それでは、反対理由を申し上げます。

本案は、町長直轄組織リデザイン室を令和８年４月１日から始動するために、条例を制定する必要性が生じ、専決処分をしたことに対し、議会の承認を求めるものです。しかし、新規条例は原則として専決処分することができません。条例の制定は、議会の本来の権限であるため、安易に町長が専決することができず、原則として議会の議決が必要です。例外として、地方自治法１７９条緊急を要する場合と、地方自治法１

80条輕易な事項をあらかじめ指定している場合がございます。

執行部の説明では179条の緊急を要する場合、議会を招集する時間的余裕がないほど緊急であり、かつ、議会の議決を得ることが困難な場合に該当するとして、専決処分を行ったと説明されましたが、実際には議会を招集しようとするしていないことから、これは執行部の一方的な判断であり、合理性に欠けていると言わざるを得ません。

以上の理由により、地方自治法179条には該当せず、法令違反となる可能性がある以上、この議案には反対いたします。

○議長（古屋 宏治） 次に、賛成討論ありませんか。

反対討論ありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番荒牧でございます。

反対討論いたします。

失礼しました。

まず、最初に誤解のないように、この条例案で出されておりますリデザイン室、このことに関しましては、常々財政課長とかとも、よく話してるんですが、「町はスリム化して財政の改革をしないと、将来財政再建団体に陥ることもあるよね」っていう心配をいつもしております。ですから、このこと自体については、私は100%100%賛成でございます。

ただ、そこに至る過程、先ほど横山議員もおっしゃいましたが、専決処分にしたことが、果たして可とされるのかという意味で反対討論させていただきます。

先ほど、横山議員の感覚では、条例・予算の決定は、議会の専決事項だということに、お話がありましたが、私は地方自治法上、条例及び予算を専決することは、これ違法行為ではないと思っております。ただし、それから先は執行部と私ども議会の信頼関係でございまして、その意味からしますと、この専決処分をしようとしたのが、いつの時点なのか分かりませんが、3月議会は3月12日まで開催されております。

そのうち、4月1日に施行したいというのであれば、日にちは十分にあったと思いますし、その途中で158条に抵触するんで、議決が要るんで急いで出したということでございますが、元来158条に抵触するっていうの失念していること自体が、もう執行部のミスでございますし、その都合を置いて、しゃにむに4月1日から施行したいという、それはもう執行部のわがまま以外の何もんでもなく、このような状態で出された専決案を右から左に、はいどうぞ、という議会だったら…議会である必要はないと思います。12人全員辞表を出して、新たな12人で、町のために働いて

頂ければよろしいかと思っております。そのような意味から、先ほどおっしゃった、町長が持つ権限、地方自治法第178条ですか議会の解散権、これに匹敵するぐらい、専決処分というのは最終段階のものでございます。議会を招集することができない、議会が機能しないときに、専決する。そして、災害等でどうしても急ぐ、そんなときに使うのがこの専決でございまして、今回の事案は全く専決事項に当たらないと思います。その観点から、強く強く、専決事項に対して反対を申し上げて討論を終わります。

○議長（古屋 宏治） 次に、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成7、反対4でございます。

賛成多数と認め、よって、議案第25号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第26号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第26号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕」、本議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されるに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第17

9条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものです。改正の主な内容は、まず、軽自動車税の改正についてです。軽自動車（環境性能割）の廃止に関する規定整備で、環境性能割は自動車取得税にかわり、令和元年に創設された税で、自動車の燃費性能に応じて取得時に課税することで、環境負荷の小さい自動車の普及促進を目的としたもので、自動車関係税制の簡素化、米国の関税措置による自動車産業への影響など、購入時の税負担軽減を図る観点から、令和8年3月31日をもって廃止されること。また、環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税の車両の種別ごとに課税している種別割の名称を軽自動車税に改めているとのことです。

なお、本町においては環境性能割の廃止による影響で、令和8年度に約350万円の減収が見込まれますが、この減収分は国の責任において手当てすることとされております。

次に、個人住民税については物価上昇等への対応として、給与所得控除の見直しが行われます。

給与所得控除の最低保障額が現行の65万円から69万円に引上げられること、さらに令和9年度及び令和10年度については、時限的に74万円まで引上げられる措置が講じられ、この影響により、本町全体では令和9年度10年度、それぞれ約700万円、令和11年度以降で300万円程度の減収が見込まれます。

そのほかの改正として、ひとり親控除の控除額が現行の30万から33万円へと引上げられること、ふるさと納税に係る特例控除について、控除額に193万円の上限が設けられるとのことで、これらの改正は令和10年度の個人住民税からの適用とのこと。

なお、どちらも限定的な控除であることから、町税の税収への影響は少ないものと見込んでいるとのことです。

次に、固定資産税です。

まず、免税点の見直しで、これは固定資産の課税標準額が合算して、一定額に満たない場合には課税しないとする基準で、少額資産に係る課税事務の効率化の観点から設けられているもので、家屋については30万円、償却資産については180万円にそれぞれ引上げられ、令和9年度課税分からの適用です。税収への影響は少額資産に該当する一部の納税義務者が対象となるため、全体から見れば限定的な範囲にとどまると考えているとのことです。

次に、新築住宅に係る軽減措置についてです。

これまでの床面積要件の見直しで、適用期限を令和１３年３月３１日まで、５年延長される一方で、令和１１年４月１日以降、一定の災害危機区域内に新築される住宅については本軽減措置の対象外とする立地要件の見直しも行われるとのことです。

当委員会の中で、質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成１１でございます。

全員賛成と認め、よって議案第２６号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第３、議案第２７号「専決処分の承認を求めることについて（専決第６号）〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第２７号「専決処分の承認を求めることについて（専決第６号）〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕」、本議案は、地方税法等の

一部を改正する法律等が、令和８年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものです。改正の主な理由は、賦課限度額の引上げで、国民健康保険税の医療保険分を現行の６６万円から１万円引上げで６７万円とし、８年度に設定された子ども・子育て支援金分の限度額を３万円とするものです。総額は１０９万円から４万円引上げ、１１３万円となります。

次に、国民健康保険被保険者均等割額及び世帯別平均割額を軽減する、所得判定基準に関して、被保険者数に乗ずる金額が５割軽減の基準については、現行の３０万５,０００円から５,０００円引上げ、３１万円とし、２割軽減の基準については現行の５６万円から１万円引上げ５７万円とするものです。ただし、この軽減判定による減額分は、基盤安定繰入金として、国２分の１、県４分の１、町４分の１の繰入れとして補填されるため、特別会計における財政影響はないとのことです。

なお、この条例は令和８年４月１日施行されます。

質疑がありましたので報告します。

「限度額の引上げで対象となるのは何名ぐらいか」との質問があり、「令和８年度は課税前で分からないが、令和７年度で見るとおおよそ２０世帯が該当するのではないか」との回答でした。

質疑終了後、討論を行いました。討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 27 号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第 4、議案第 41 号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 41 号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、合併 50 周年記念体育館、勢門小学校体育館及び北勢門小学校体育館に空調設備を設置し、稼働を開始することに伴い、使用料の額を改定するため、議会の議決を求められたものです。

執行部からの説明では、今回の使用料改定については、空調使用時のみを対象とするものではなく、空調設備の導入により、施設全体の利便性及び快適性が向上することを踏まえ、年間を通した施設使用料として見直しを行うものです。

使用料の算定については、空調設備の維持管理に係る電気代やガス代等のランニングコストを基本とし、利用者負担が過度にならないよう、おおむね下限に近い金額を採用し、料金設定については近隣自治体の使用料水準も参考に均衡を考慮したとのことです。

今後のスケジュールについては、本会議での承認後、周知期間を設け、合併 50 周年記念体育館については、本年 9 月から、勢門小学校体育館及び北勢門小学校体育館については令和 9 年度から、新料金を適用する予定としているとのこと。

また、勢門小学校体育館及び北勢門小学校体育館の空調設備工事は、部品の納入の遅延により、当初の予定より遅れ令和 9 年 3 月の完成予定とのことでした。

質疑がありましたので御報告いたします。

「3 月議会で利用団体の事前説明において特に反対はなかった、という報告を受けていたと思うが、その後もそのようなことはないか」との質問があり、「4 月以降も電話や窓口において、反対の意見はなかった」との回答でした。

また、「町外の利用者は年間で何人か」との質問があり、「５０周年記念体育館の申請書ベースにおいての人数では、１年間で６万６,２９４人の利用があり、そのうちの約１万人が町外の利用者である」との回答でした。

質疑終了後、討論を行いました、討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成１１でございます。

全員賛成と認め、よって議案第４１号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第５、議案第４２号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第４２号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について」、本議案は、昭和天皇の崩

御に伴い、昭和64年1月7日前における職員の懲戒処分の免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例であることから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものです。

執行部の説明では、この条例は、昭和天皇の崩御に伴い、昭和64年1月7日前における職員の懲戒処分の免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し必要な事項を定めたもので、内容は昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給または戒告の懲戒処分を受けた者に対し、将来に向かってその懲戒を免除するものであり、その目的を終えており、将来においても適用することはないと認められるため廃止することです。

この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので、説明をいたします。

「昭和天皇が崩御され、上皇陛下の御退位を経て、現在は令和の時代になっているにもかかわらず、なぜそれ以前の状況を前提とした要件を含む条例が存続していたのか」との質問があり、「本来であれば、目的を終えたときに廃止すべきだったが、これまで残っていたのが現状で、監査委員からの指摘もあったため、今回廃止する議案として上程した」との回答でありました。

実際に、「免除をする場合、全て免除なのか、免除についての程度はあるのか」の質問に対しては、「減給または戒告の懲戒処分を受けた者に対して懲戒を免除する形になっている」また、「昭和64年1月7日以前の行為についてである」との回答がありました。

また、今後このような条例を制定する必要がある場合の町の方針についての質問がありました。

この質問に対しましては、「国の法律が制定されたことに伴い、市町村においても関係条例を制定する必要がある」との回答でした。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 42 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 43 号「財産の取得について〔動産の買い入れ（小中学校給食室備品の更新）〕」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 43 号「財産の取得について」、本議案は、小中学校の給食室において使用する給食備品の購入に関し、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求められたものです。取得の目的は、小中学校給食室備品の更新を行うため、取得する財産は篠栗小学校では（消毒保管機 1 台・フライパン兼用鍋 1 台・電気回転釜 1 台・自動炊飯器 1 台・業務用オーブン 1 台）、勢門小学校では（自動炊飯器 2 台・真空冷却機 1 台・包丁まな板殺菌庫 1 台）、篠栗中学校では（自動炊飯器 1 台）、契約金額は 1,859 万円、契約方法は一般競争入札、契約の相手方は株式会社中西製作所 九州支店 支店長 小谷 雅人。

執行部の説明では、経年劣化している給食備品を更新するために行うとのことでした。

質疑、討論は、ありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 43 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 44 号「財産の取得について〔動産の買い入れ(消防団支援車 2 の購入)〕」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長(品川 静) 報告いたします。

議案第 44 号「財産の取得について〔動産の買い入れ(消防団支援車 2 の購入)〕」。本議案は、消防団の消防活動において使用する当該財産の購入に関し、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求められたものです。

取得の目的は、消防団支援車 2 の購入、取得する財産は消防団支援車 2 1 台、契約金額は 1,504 万 1,700 円、契約方法は一般競争入札、契約の相手方は福岡県福岡市中央区平尾 3 丁目 17 番 16 号 株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田 守雄 であります。

執行部の説明では、購入から 22 年が経過した、本部班の消防団支援車 2 について

は、老朽化し耐用年数が20年を経過していることから、更新を行うもので、更新に当たってはトイレトレーラーを牽引する機能を備えた車両として、また、山間地域で対処できるように4輪駆動方式としており、乗車定員は6名とのことです。

また特徴として、後部ボディーをカットすることにより、従来のバンタイプの車両の良さを残しながら、デッキバン形状とすることで、濡れた物などを多く積載することが可能となり、また、燃料等危険物においても、乗車スペースと積載スペースを切り分けて使うことができるため、ガソリンのにおい等の影響を受けず、長時間の移動時も快適に車内で過ごすことができる仕様となっているとのことです。

なお、財産の措置として、緊急防災・減災事業債を活用するもので、交付税措置が70%とのことです。

当委員会の中で質疑がありましたので説明いたします。

車両について、「これまで積載車を購入するときも、今回購入するバンタイプにすれば利点があったのでは」の質問があり、「今後はそういったことも検討していきたい」との回答で、また、「消防支援車2の購入より、積載車の購入で、これまで配備しているバンタイプの車両を支援車にしたほうがよいのでは」との質問に対して、「今回はトイレトレーラーを牽引できる車両を、という形でこの形の車両を購入している」との回答がありました。

また、「積載車の中で4輪駆動方式の車両はないのか」との質問に対し、「積載車については山間部の4輪駆動の車両はバンタイプである」とのことでした。

「4輪駆動方式の積載車でトイレトレーラーを牽引することはできないのか」との質問に対し、「今配備している積載車でトイレトレーラーを牽引することができるかは確認が必要だが、今後は各班に積載車を配備する場合はこういった対応ができるよう検討したい」とのことでした。

質疑終了後の討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって議案第 44 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 45 号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第 8 議案第 45 号及び日程第 9 議案第 46 号の、2 議案については関連議案でございまして、会議規則第 37 条の規定によりまして一括議題とし、2 議案を一括して委員長報告を受け、採決については 1 議案ずつ採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号及び議案第 46 号の 2 議案を一括議題といたします。

当該 2 議案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、2 議案一括して委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 45 号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」、本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例、第 4 条第 1 項第 6 号の規定により、免除することについて、同条第 3 項の規定により、議会の同意を求められたものです。

工事名は上河原井堰付近整備工事、工事箇所は大字田中地内、受益者は津波黒水利

組合、免除する受益者負担金額は6,050円であります。

執行部の説明では、実施理由について、当該井堰付近の河川清掃の際に必要なステップ台を設置するもので、工事の内容については、川土手から井堰を経由し川底へ移動できるようタラップを設置するものです。

篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第6号「その他町長が特に必要があると認めるとき」の規定に基づくもので、その必要と認める根拠につきましては、平成15年に締結した多々良川稼働井堰に関する施設管理協定書第6条に基づき、適用除外施設として、受益者負担金を免除することが定められているため、当該工事費12万1,000円の100分の5である6,050円を免除するとのことであります。当委員会の中で、質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

続きまして、議案第46号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担の免除について」、報告いたします。本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第6号の規定により、免除することについて、同条第3項の規定により、議会の同意を求められたものです。

工事名は沖田井堰浚渫工事、工事箇所は大字津波黒地内、受益者は和田水利組合、免除する受益者負担額は3万3,000円とのことです。

執行部の説明では、実施理由について、当該井堰に土砂が堆積し、堰板の開閉に支障を来しており、農繁期を迎えるに当たって、稲作に影響がないように土砂を撤去するもので、工事内容につきましては堰板が開閉できるように土砂の撤去となりますとのことです。

篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第6号「その他町長が特に必要があると認めるとき」の規定に基づくもので、その必要と認める根拠につきましては、平成15年に締結した多々良川稼働井堰に関する施設管理協定書第6条に基づき、適用除外施設について、受益者負担金を免除することが定められているため、当該工事費66万円の100分の5である3万3,000円を免除するとのことであります。

当委員会で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

議案第４５号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認めます。

なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成１１でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４５号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第４６号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成１１でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４６号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１０、議案第４７号「令和８年度篠栗町一般会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第４７号「令和８年度篠栗町一般会計補正予算（第１号）」について、本議案は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ２，１１１万５，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１３５億７，６８２万１，０００円とするものです。

歳出における主な事業では、総務費において、医療費助成のオンライン資格確認のためのシステム改修委託に５５８万３，０００円を増額。

農林水産業費において、萩尾呑山地区水路法面工事に２００万円、唐尾井堰浚渫工事１５０万円を増額。

商工費において、若杉遥拝堂公衆トイレ浄化槽変更設計委託に４００万円を増額。

教育費において、コミュニティ助成事業補助金１，２７０万円を減額。

その他、人事異動に伴う人件費として２，４７５万３，０００円の減額補正などを行っているとのことです。

主な歳入では、地方交付税２，２２０万６，０００円の減、国庫支出金２７９万１，０００円の増、繰入金４００万円の増、諸収入５７０万円の減とするものです。

債務負担行為補正につきましては、脱炭素アドバイザー業務委託に（令和９年度から令和１１年度まで）１，６８２万５，０００円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金に（令和８年度から令和２７年度まで）４億６，２７９万２，０００円、粕屋南部消防組合分担金（令和８年度から令和１２年度まで）１，２０１万３，０００円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 47 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 48 号「令和 8 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 48 号「令和 8 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」について、本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 1 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 6,170 万 4,000 円とするものです。

補正予算内容は、歳出において、人事異動に伴う人件費を 1 万 8,000 円の増額補正するもの、歳入においては、繰入金を 1 万 8,000 円の増額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認めます。

なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 48 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 49 号「令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 49 号「令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」、本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 323 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,142 万 9,000 円とするものです。

補正予算内容は、歳出において、人事異動に伴う人件費を 323 万 7,000 円の増額補正、歳入において繰入金金を 323 万 7,000 円の増額補正をするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 49 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 50 号「令和 8 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 50 号「令和 8 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」、本議案は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予算額に収益的支出 188 万円を減額し、収益的支出の予定額を 6 億 3,761 万 2,000 円とするものです。

補正予算内容は、人事異動に伴う人件費の補正をするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 50 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 51 号「令和 8 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静）報告いたします。

議案第 51 号「令和 8 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」、本議案は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収益的支出 632 万 5,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 8 億 8,686 万 2,000 円とする人件費、報償費の補正及び資本的収入に 2,759 万 2,000 円を追加し、3 億 9,830 万 3,000 円とする受益者負担金の補正です。

補正予算内容は、人事異動に伴う人件費及び受益者負担金の増額補正をするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略い

たします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 51 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 52 号「篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 52 号「篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について」、本議案は、町長及び副町長の給料の月額を減額する特例を設けることについて必要な事項を定めることについて、議会の議決を求められたものです。

制定の主な内容は、令和 8 年 5 月 26 日に行った職員の懲戒処分に関して、町長及

び副町長の給料の月額を減額する必要があるため、本条例を制定するものです。

執行部の説明では、この条例は、職員による準公金の横領という行政に対する信頼を著しく損ねる事案が発生したことを重く受け止め、町長及び副町長の管理監督責任を明確にするため、町長及び副町長の給料月額について、減額措置を講ずるものです。

令和8年7月1日から令和8年7月31日までの1か月間、篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例別表の給与月額から10分の1に相当する額を減じた額とするものです。なお、この条例については、公布の日から施行され、令和8年7月31日限りでその効力を失うこととされています。

当委員会の中で質疑がありましたので報告いたします。

減額措置の内容として、「給与月額の10分の1に相当する額を減じた額とする根拠及び妥当性」についての質問に対し、「減額措置については同様の着服事案が発生している自治体の事例を参考にし、町長、副町長と協議・検討した上で決定したものであり、社会的通念上の判断によるものであると考える」との回答がありました。

質疑終了後、反対討論がありましたので報告いたします。

本条例の議案を提出するより、公金等の運用の仕方、庁舎内の運用体制をより厳格化するとともに、懲戒処分等の基準となる規則や規定を明確にすべきであるとの反対討論がありました。

審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

反対討論。

はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号10番、村瀬 敬太郎 でございます。

私は、議案第52号に反対の立場で討論をいたします。

この議案提出の理由となった事案に関して、直接の上司3人が訓告処分となり、組織としての一定の処分がなされたと理解をいたしております。本来、その責めが特別職である町長、副町長に及ぶのは、本人の関与や直属直下の部下の関与、または組織

的に町に不利益をもたらした場合等であり、一個人が起こした事案について事案への直接の関与もない、組織的でもない、町に実害はなく直接影響する当事者からの告発もない。このような状況の中で、何ら法的義務がないにもかかわらず、処分を課す条例を制定することに疑問を感じます。

最近、同様の事件が、同様の処分内容であることは承知致しておりますし、厳しく自らを律するという姿勢は姿勢として、一定の評価があることと思いますが、風潮がそうであるからといって画一的な処分とする前例をつくるのは丁寧さを欠いています。

今回、この事例における職責の果たし方が、給料の減額で現されることが、真に正当と言えるのか、問題の解決につながるものなのか。これを機に、職員の皆さんも、議員の皆さんも、自分事として今1度考えていただきたいと思います。

事案の内容をよく勘案した上で、綱紀肅正や、実効性のある公金管理体制のさらなる充実等に臨み、もって厳しく職責を果たしていただくことで、公共の福祉に資することが肝要であると考えます。

ぜひ、お金ではなく、その働きで職責を果たしていただきたい。

以上、私の考えを申し述べまして、議案第52号への反対討論といたします。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 次、賛成討論はありませんか。

反対討論ありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

この議案に反対討論いたします。

もう、私が言わんとすることは今、村瀬副議長からるる申し述べていただきましたので、ほとんどもう申し上げることはございませんが、ただ一つ付け加えさせていただくとすると、その前段として、この不祥事が起こったことについて、当時の課長以下3名が処分されておりますが、その処分の在り方について、私、甚だ疑問に感じるわけでございまして、人事規定にあるからという話でしたが、じゃ、そもそも論から言いますと、庁舎内に公金以外のお金が存在すること、通帳があること、このこと自体が間違いの元でございまして、そういう事象であった、そのまま見逃してきたことが間違いの元であり、かつ、課長、係長が2名以上をもって、毎日現金通帳等を管理しなくてはならないとかいう規定とか規則があって、その規定規則の違反の行為があったとすれば、それはミスなんだろうが、何らそんな規定規則もない。僕は、この3人言ってみれば、道を歩いて老朽化したビルのパネルが落ちてきて当たってしま

った、不幸な事故みたいな感じにしか思えないわけです。

私といたしましては、この３人の処分を撤回していただきたいと思います。かつ、村瀬議員もおっしゃっていましたが、ここで自分の減給処分が云々という条例を作って出す時間と労力があれば、そうでない、再発防止のために、いかにしたらいいものか、というのを庁舎全体で考えていただく、そちらが、責任のとり方だと思いますもので、深く反省をしていただきながら、事象に対するじゃないですよ、今までの体制を深く反省していただきながら、これからの運営に当たっていただきたいと思います。

以上の観点から反対討論といたします。

○議長（古屋 宏治） 賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論ありませんか。

ないようですので、討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成７、反対４でございます。

賛成多数と認め、よって議案第５２号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１６、陳情第１号「町立図書館の児童書コーナーに関する陳情書について」を議題といたします。

本陳情に対しまして、文教厚生常任委員長からの報告は、会議規則第７５条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査とする申し出が提出されております。

お諮りいたします。

陳情第１号について、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第１号は委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第１７、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から、会議規則第７５条の規定により、御手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第１８、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２９条の規定により、タブレットに掲載しております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、タブレットに記載しております、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決されました議員派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第４５条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがございましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和8年第2回定例会の閉会にあたりまして御挨拶申し上げます。長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔篠栗町組織リデザイン室設置条例の制定について〕」をはじめ、専決処分の承認を求めることについての議案3件、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」1件、「篠栗町農業委員会委員の任命について」12件の人事案件合計13件、「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」はじめ条例案2件、「財産の取得について」2件、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」2件、令和8年度補正予算5件、そして、昨日提案いたしました議案第52号「篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について」1件の、上程いたしました28議案につきまして可決頂きましたことに感謝申し上げます。

開会日の諸情勢報告の際にも申し上げましたが、改めて篠栗町町議会議員の皆様、そして篠栗町民の皆様、今回の職員による準公金横領事件につきまして、篠栗町に奉職する職員全体の信用を著しく失墜し、皆様からの信頼を裏切ったことに対しまして、町長として、改めて心からおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

昨日上程いたしました追加議案、議案第52号「篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について」におきまして、篠栗町の最高責任者として、町民の皆様へ多大なるご心配とご迷惑をおかけしたとして、町長、副町長の給与を10分の1、1か月減額の議案を可決いただきました。

繰り返しになりますが、篠栗町の行政運営を任されている町長として深く反省するとともに、今回の事案を全職員が厳粛に受け止め、町民の皆様から信頼を回復するため、二度とこのような事態が発生しないよう、全庁挙げて再発防止策の徹底に全力で取り組み、一日も早い信頼回復に努めてまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

また、議案第25号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔篠栗町組織リデザイン室設置条例の制定〕」については、特に、緊急を要するため議会の招

集をする時間的余裕がなかったことが明らかであると認めるとき、として専決処分したことは議会軽視であるとの反対討論がございました。

何としても、令和８年４月１日から、町長直轄の「リデザイン室」を発足し、３人の兼務発令を行って、すぐに仕事に取りかかりたいとの思いで、３月２６日に「篠栗町組織リデザイン室設置条例」を制定、専決処分の起案を行い、３月２８日に決裁をし、同時に持ち回りで法令審査会に諮った上で、施行日令和８年４月１日、失効日令和９年３月３１日、の期限付条例を制定いたしました。

本来であれば、事前に準備を完了し、議会の議決を頂いた上で、令和８年４月１日から施行すべきでございましたが、そのような経緯もありまして、専決処分とし、議案第２５号にて、議案の上程を行ったものでございました。４月１日発令に間に合わせたかったこと、条例が内部組織の設置であり、かつ１年間の期限付であったことから専決処分といたしましたが、議会に対してはもう少し丁寧に、議長、副議長、議会運営委員長、総務建設委員長にまずご説明をすべきであったと、深く反省しております。どうも申し訳ありませんでした。

今後は、かかる専決処分を厳に慎み、上位法の改正等に伴う条例の改正など、やむを得ない場合を除き、議案の審議を経て、条例制定を行うことを徹底いたします。

今定例会では、新たに１２名の農業委員会委員の任命をいただきました。新たに農業委員会委員となられました皆様には、篠栗町の農業振興のために御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和８年７月１９日をもって任期満了となられる農業委員の皆様、大変ご苦労さまでございました。特に、鷹巣 礼子 様におかれましては、平成２３年７月の農業委員就任以来、長年にわたり、農業に関する深い見識のもと、篠栗町の農業の将来に対する熱い思いで御活躍頂きました。特に、平成２９年から篠栗町の会長として、令和６年からは北筑前地区の会長として、また福岡県農業会議の理事として御尽力を頂き、農業委員会における女性の活躍の場を広げるため御活躍頂きました。「福岡県に 鷹巣 礼子 あり」とまで言わしめた、その行動力は称賛に値するものでございます。

心から敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

本来であれば、開会にあたって諸情勢報告の際に御報告申し上げるところでございましたが、今回はこの時間を借りして、４月以降の町内外の動きについて少し触れさせていただきます。

「町民体育館の利用停止」につきましては、一般質問でのやり取りで御承知いただきましたとおりでございます。今後は、田村副町長を委員長とし、全課長で構成する

「篠栗町公共施設検討プロジェクトチーム」で諸施設の建て替え、統廃合、廃止あるいは長寿命化（大規模改修）といった今後の一定の今後の方向性を総合的に検討し、令和８年度中に一定の方向性を示すことができるように協議を進めてまいります。

今後の町の行事でございますが、６月１４日（日）「篠栗町消防団操法大会」、７月１日（水）には「社会を明るくするまちづくり講演会」、７月４日（土）「よろこびとふれあいのまちづくりフォーラム」と続いてまいります。

議員の皆様におかれましても、できるだけ町の諸行事に顔を見せていただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

現在の渇水状況についてもお知らせいたします。

都市圏の大きな水源であります筑後川水系ダム貯水量の直近の数値は、貯水率３７．０％とまだ低い状況が続いております。昨年の同時期は７０％程度でございましたので、引き続き、都市圏水道企業団傘下の自治体では渇水対策本部設置を継続しているところでございます。

鳴淵ダムの貯水率は６７．４％で、まだまだ満水には至っておりません。

来週からの梅雨のまとまった雨を期待したいところでございます。

最後に、議会におかれましては引き続き行政のチェック機関として、行政とともに篠栗町を発展に導く車の両輪として御尽力賜りますよう、お願い申し上げまして、篠栗町議会令和８年第２回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間の御審議誠にありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和８年第２回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前１１時１８分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会議員

今長谷 武和

篠栗町議会議員

荒牧 泰範
